

第3期西尾市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定等支援業務に係る 公募型プロポーザル方式募集要領

第3期西尾市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定等支援業務（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、本業務の目的及び内容を効果的かつ効率的に実現するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により提案を募集し、受託者の選定を行う。

1 目的

西尾市の人口の現状を分析し、今後、西尾市が目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示す「西尾市将来人口推計」及び「第3期西尾市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定する。また、移住定住に関する各種支援策、魅力的な地域資源の紹介など、本市へ興味関心を持っていただいた移住関心層へ向けた効果的なアプローチを図るため、移住や定住に関する情報を一元的に発信する「移住・定住促進ポータルサイト」を制作する。

この要領は、受託者を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定めることとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

第3期西尾市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定等支援業務

(2) 業務場所

西尾市内及び受託者社屋内

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

(4) 業務内容

別紙「第3期西尾市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定等支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(5) 委託料の提案上限額

本業務委託に係る提案上限額は11,737,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

3 スケジュール

提出期限 等	内容
令和7年3月25日（火）	プロポーザル実施の公告

令和 7 年 4 月 3 日（木）	参加資格申請書の提出期限
	質問書の提出期限
令和 7 年 4 月 7 日（月）	参加資格確認通知書の通知
	質問書に対する回答
令和 7 年 4 月 8 日（火）	企画提案書等の受付開始
令和 7 年 4 月 18 日（金）	企画提案書等の提出期限
令和 7 年 4 月 25 日（金）	プレゼンテーション及びヒアリング
令和 7 年 5 月 1 日（木）	結果通知書の発送
令和 7 年 5 月 7 日（水）以降	仕様書等の協議

※本スケジュールは予定であり、変更となる場合がある。

4 参加資格要件

応募資格者は法人とし、次のすべての要件を満たす者とする。

- （１）公告日において令和 6・7 年度西尾市入札参加資格者名簿（物品等）の大分類：役務の提供等、中分類：調査委託、小分類：総合研究所で登録されていること。
- （２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- （３）西尾市競争入札参加停止措置要綱による入札参加停止措置を受けていないこと。
- （４）西尾市が行う調達契約からの暴力団排除に関する要綱による排除措置を受けていないこと。
- （５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申し立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者
- （６）過去 5 年（令和 2 年度～令和 6 年度）以内に元請けとして、地方公共団体から「総合戦略策定関連業務」、又は「その他類似、関連調査研究業務」を受託し、全て誠実に履行した実績を有していること。
- （７）愛知県内に契約営業所を有していること。
- （８）破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていないこと。

5 参加資格申請書の提出

プロポーザルに参加を希望する事業者は、次のとおり参加資格申請書等を作成のうえ、提出期限までに提出すること。

(1) 提出書類・提出部数

ア 提出書類

(ア) 参加資格申請書(様式1)

(イ) 会社概要書(様式2) ※パンフレット等があれば添付すること。

(ウ) 業務実績調書(様式5)

管理技術者及び主たる担当技術者が地方公共団体の発注する同種・類似の業務を実施した実績を記載してください。

イ 提出部数

各1部

(2) 提出期限

令和7年4月3日(木) 午後5時15分まで

(3) 提出先(担当部署)

西尾市寄住町下田22番地 西尾市役所本庁舎3階

西尾市総合政策部秘書政策課

(4) 提出方法

ア 持参の場合は、土曜日・日曜日を除いた午前8時30分から午後5時15分までの間に担当部署へ提出すること。

イ 郵送の場合は、担当部署あてに書留又は簡易書留で郵送し、提出期限までに必着とする。なお、発送後、担当部署へ電話で到着確認をすること。

(5) 参加資格確認通知書の発送

参加資格申請書を提出した事業者について、参加資格要件を有する者であるかを確認し、令和7年4月7日(月)までに参加資格確認通知書を発送する。

6 質問の受付・回答

企画提案書等の作成に係る質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

(1) 質問の受付期限

令和7年4月3日(木) 午後5時15分まで

(2) 質問方法

電子メールで質問書(様式3)を「kikaku@city.nishio.lg.jp」まで送信し、送信後は土曜日・日曜日を除いた午前8時30分から午後5時15分までの間に、電話で受信確認をすること。

電子メールの件名は、「第3期西尾市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定等支援業務に関する質問【事業者名】」とすること。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年4月7日(月)までに西尾市ホームページで公表する。

(4) その他

- ア 電話、窓口、郵送及びFAXによる質問には応じない。
- イ 審査に関する質問及び回答に対する再質問は受け付けない。
- ウ 質問に対する回答内容は、本要領及び仕様書の追加又は修正として取り扱うものとする。

7 企画提案書等の提出

参加資格確認により参加資格を有すると認められた事業者（以下「参加事業者」という。）は、次のとおり企画提案書等を作成のうえ、提出期限までに提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（様式4）※表紙部
- イ 会社概要書（様式2）
- ウ 業務提案書（任意様式）

本要領及び仕様書に基づき、「8 受託候補者の選定方法（2）評価基準」を踏まえたうえで、次の項目ごとに事業者の考え方を示すこと。

- (ア) 業務目的等の理解と意欲
- (イ) 実施体制・業務工程
- (ウ) 西尾市将来人口推計
- (エ) 第3期西尾市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- (オ) アンケート調査
- (カ) 移住・定住促進ポータルサイト

エ 業務実績調書（様式5）

管理技術者及び主たる担当技術者が地方公共団体の発注する同種・類似の業務を実施した実績を記載すること。

オ 提案見積書及び見積内訳書（任意様式）

- (ア) 提案見積書に記載する金額は、業務提案書に記載する内容に対して必要な費用をすべて含めること。
- (イ) 見積内訳書は、経費の詳細な内容と金額が分かるように記載すること。

(2) 提出部数

正本各1部、副本各9部

(3) 提出期間

令和7年4月8日（火）から令和7年4月18日（金）午後5時15分まで

(4) 提出先（担当部署）

西尾市寄住町下田22番地 西尾市役所本庁舎3階
西尾市総合政策部秘書政策課

(5) 提出方法

- ア 持参の場合は、土曜日・日曜日を除いた午前8時30分から午後5時15分までの間に担当部署へ提出すること。
- イ 郵送の場合は、担当部署あてに書留又は簡易書留で郵送し、提出期限までに必着とする。なお、発送後、担当部署へ電話で到着確認をすること。
- ウ 提出期限後の書類の再提出、差し替え、追加提出等は原則認めない。ただし、企画提案書等の内容を確認するため、西尾市から追加資料を求めた場合はこの限りではない。

(6) 企画提案書等の作成上の留意事項

- ア 企画提案書等はA4縦長ファイル1冊にまとめて提出すること。
- イ ファイルの表紙及び背表紙には、「第3期西尾市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定等支援業務委託企画提案書」とタイトルを記載し、正本・副本の別を表示すること。
- ウ 各提出書類の間には、仕切りやインデックス等を挟み、ページ番号を付与し、表紙、目次を付けること。
- エ 原則、全ての書類はA4判縦（A3判折り込み可）、横書きとし、左綴じが可能な形で作成すること。

8 受託候補者の選定方法

(1) 選定方法

- ア 西尾市が選任する者をもって選定委員会を設置し、各選定委員が評価した評価点の合計が高いものから順位をつけ、第1位と採点した委員を最も多く獲得した者を受託候補者、2番目に多く第1位を獲得した事業者を次点者とする。
- イ 第1位と採点した委員が同数である場合は、その者のうち第2位をより多く獲得したものを受託候補者とする。ただし、第1位の数及び第2位の数が同数であった場合は、各選定委員の評価点の合計を集計した点数が高い者を受託候補者とする。
- ウ 第1位及び第2位の数が同数並びに各選定委員の評価点の合計が同点である場合は、見積額の低い者を上位とする。ただし、見積額も同一の場合は、選定委員会の採決により選定する。
- エ 事業者が1者の場合であっても企画提案書の審査を実施し、審査の結果、評価基準に基づく選定委員の合計点の平均点が60点以上の場合には、その提案者を受託候補者として選定する。
- オ 各選定委員の平均評価点が選定委員会で定めた最低基準点の60点に満たない場合は、受託候補者及び次点者に選定しない。

(2) 評価基準

選定では、以下の項目について審査し、総合的な評価を行う。

番号	評価対象 内 容	評価項目	評価基準	配点
1	全体の評価	事業への理解・ 知識と意欲	・ 事業内容及び目的に関する理解が十分にあるかどうか。 ・ 業務遂行に必要な知識、スキルを有し、十分な能力があるかどうか。 ・ 業務に対する取組み意欲が強く感じられるか。	5 点
2	業務実施体制 業務工程	人員	・ 提案内容を実現できる人員が確保されているか。	5 点
		業務工程	・ 工程ごとに妥当な時間配分がなされ、業務完了に至るまでの過程が明確に説明されているか。	
3	西尾市将来 人口推計	的確性	・ 仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	15 点
		実現性	・ 提案内容は実際に現場で実行できるレベルの具体性、実現性を持っているか。	
		発想力・企画力	・ 効果を高めることを目的とした魅力的な提案であるか	
		調査分析	・ 計画策定に際しての調査・分析を行う手法及び手順が適切であるか	
4	第3期西尾 市まち・ひと・しごと創 生総合戦略	的確性	・ 仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	20 点
		実現性	・ 提案内容は実際に現場で実行できるレベルの具体性、実現性を持っているか。	
		発想力・企画力	・ 効果を高めることを目的とした魅力的な提案であるか	
		調査分析	・ 計画策定に際しての調査・分析を行う手法及び手順が適切であるか	
5	アンケート 調査	的確性	・ 仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	5 点
		実現性	・ 提案内容は実際に現場で実行できるレベルの具体性、実現性を持っているか。	
		発想力・企画力	・ 効果を高めることを目的とした魅力的な提案であるか	

6	移住・定住促進ポータルサイト	的確性	・仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。		20 点
		実現性	・提案内容は実際に現場で実行できるレベルの具体性、実現性を持っているか。		
		発想力・企画力	・効果を高めることを目的とした魅力的な提案であるか		
小計					70 点
7	価格点	(提案価格のうち最低価格／貴社の提案価格) × 配点 (20 点)			20 点
8	市内企業	西尾市に本社、支店営業所等を有する者	市内に本社がある。	5 点	5 点
			市内に支店、営業所がある。	3 点	
			上記以外で市内在住者を雇用する。	1 点	
			上記以外	0 点	
9	業務実績	本業務と同種・類似業務の実績があるかどうか。	同種・類似業務の実績が 3 事業ある。	5 点	5 点
			同種・類似業務の実績が 2 事業ある。	3 点	
			同種・類似業務の実績が 1 事業ある。	1 点	
			同種・類似業務の実績がない。	0 点	
小計					30 点
合計					100 点

(3) 配点基準

(2) 評価基準の番号 1 ～ 6 の配点基準は以下のとおりとする。

5 段階	配点		
優れている	20 点	15 点	5 点
やや優れている	16 点	12 点	4 点
標準	12 点	9 点	3 点
やや劣っている	8 点	6 点	2 点
劣っている	4 点	3 点	1 点

9 プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書等が提出された後、選定委員会は、参加事業者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 日時

令和 7 年 4 月 25 日 (金)

※集合時刻、集合場所等は、参加事業者ごとに電子メールで通知する。

(2) 場所

西尾市役所本庁舎 31 会議室（3 階）

(3) 実施方法

企画提案書等の内容について 30 分以内で説明、その後 20 分程度ヒアリングを行う。

(4) 参加人数

企画提案書等の内容を熟知している者で 4 名以内とする。

(5) プロジェクターの使用

プロジェクターの使用を希望する場合は、企画提案書等の提出時に申し出ること。

(6) その他

ア プレゼンテーションは、提出された企画提案書等に基づいて行うものとし、追加資料は認めない。ただし、説明用資料として、提出書類の一部を要約したものは使用することができる。

イ プレゼンテーションは非公開とする。

10 審査結果

(1) 審査結果の通知

令和 7 年 5 月 1 日（木）までに全ての参加事業者へ結果通知書を発送する。
また、審査結果通知後に西尾市ホームページで公開する。

(2) その他

ア 審査結果に関する問合せには、一切応じないものとする。

イ 審査結果についての異議申し立てはできないものとする。

11 参加者の失格

参加事業者が、次の事項に該当すると西尾市が判断した場合は失格とする。ただし、西尾市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

(1) 参加資格要件がないと認められた場合

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合

(3) 指定した提出期限までに提出書類を提出しなかった場合

(4) 提案上限額を超える金額の見積書を提出した場合

(5) その他本要領を遵守しない場合

12 契約手続等

(1) 受託候補者は西尾市と本業務委託について契約に必要な事項を協議した後、西尾市が作成した契約書によって契約を締結するものとする。

- (2) 契約内容については、企画提案書等の内容を踏まえて受託候補者との協議を経て決定するものとするが、企画提案書等の内容に限定されことなく、変更できるものとする。
- (3) 受託候補者との協議の過程において、次に掲げる事態が生じたときには、受託候補者の選定時に受託候補者の次に順位の高い者と契約交渉を行うものとする。
 - ア 受託候補者が契約の締結を辞退したとき
 - イ 契約締結時までに本要領 11 の参加者の失格の要件に該当していることが判明したとき
 - ウ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき
 - エ その他やむを得ない事情で契約に至らなかったとき
- (4) 契約金額は、企画提案書等に記載された見積金額がそのまま採用されるのではなく、受託候補者との協議により本業務の仕様書を確定した後に決定するものとする。
- (5) 契約保証金は、西尾市契約規則（昭和 39 年西尾市規則第 29 号）第 29 条の規定により契約金額の 100 分の 10 以上を納付することとする。ただし、同規則第 31 条各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (6) 委託者又は受託者いずれか不可抗力（天災地変・戦争等・感染症伝染病・交通機関の事故等）によりやむを得ず、本契約の全て又は一部の履行が不可能となった場合は、双方ともその相手方に対して賠償の責任を負わないものとする。この場合、受託者は、合理性が認められる範囲で、受託者が業務実施の準備のため支出した経費を双方協議の上、委託者に請求することができる。

1.3 企画提案書等の提出書類の取り扱い

- (1) 企画提案書等の提出書類は返却しない。なお、審査及び事務処理以外の目的には使用しない。
- (2) 企画提案書等の提出書類について、事務処理に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (3) 企画提案書等の提出書類について、西尾市情報公開条例（平成 13 年西尾市条例第 20 号）の規定による請求に基づき、一部又は全部について開示する場合がある。
- (4) 企画提案書等の著作権は、その企画提案書等を作成した者に帰属するものとするが、契約の相手方となった者の企画提案書等については、西尾市が業務に必要な範囲内で無償使用できるものとする。

1 4 その他

- (1) プロポーザル実施についての説明会を行わない。
- (2) 参加資格申請書の提出後又は企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加辞退届（任意様式）を提出すること。
- (3) 提出書類の作成及び提出、プレゼンテーションへの参加等に係る一切の費用は事業者が負担するものとする。
- (4) 本要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに西尾市が制定する関係条例、規則等に従うものとする。

1 5 連絡先及び提出先

445-8501 西尾市寄住町下田 22 番地
西尾市総合政策部秘書政策課 企画政策担当
TEL 0563-65-2154
FAX 0563-56-0212
Email kikaku@city.nishio.lg.jp